

採択者説明会資料

—NEDOの知財マネジメント及びデータマネジメントについて—
[2022/5/31以前に公募開始した案件]

2022年6月改訂

技術戦略研究センター(TSC) 標準化・知財ユニット
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

■ 経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発については、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ運用ガイドラインが定められております。

● 経済産業省における各運用ガイドライン策定の背景等の詳細は下記をご覧ください。

[経済産業省ホームページ]

・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/lpManagementGuidline.html

・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

The screenshot shows the METI website page for the new Intellectual Property Management Guideline. The main heading is '委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました'. The page includes a '本件の概要' (Summary) section with a background paragraph and a '1. 背景' (Background) section with a detailed paragraph. A right-hand sidebar contains a '政策について' (About Policy) menu with categories like '政策一覧', '経済産業', '対外経済', etc.

The screenshot shows the METI website page for the Data Management Guideline and National Project Data Catalog. The main heading is '委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ'. The page includes a '本件の概要' (Summary) section with a background paragraph and a '1. 背景' (Background) section with a detailed paragraph. A right-hand sidebar contains a '政策について' (About Policy) menu with categories like '政策一覧', '経済産業', '対外経済', etc.

■ NEDOが実施する委託研究開発プロジェクトについても、上記経済産業省の各運用ガイドラインに従って、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ基本方針を定めております。

● NEDOにおける各基本方針の詳細は、公募時に提示されたものをご覧ください。
(参考)

・ NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

・ 2021/6/1-2022/5/31適用

NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第7版

<https://www.nedo.go.jp/content/100932906.pdf>

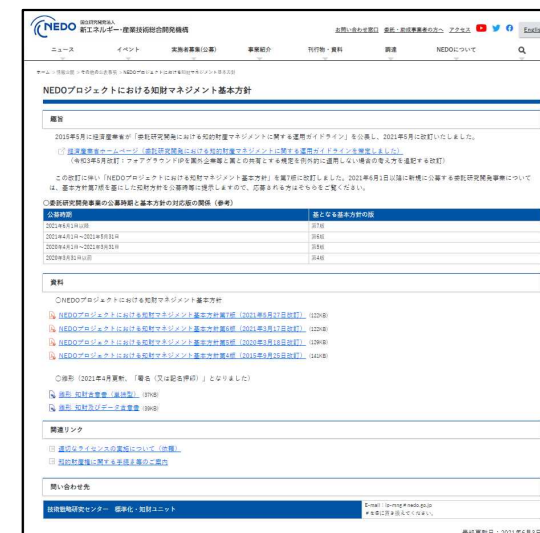
・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

・ 「委託者指定データ」がない場合

<https://www.nedo.go.jp/content/100875879.pdf>



- 複数の事業者が参加するプロジェクトでは、プロジェクト内での知財、研究開発データの管理や必要に応じて共有化することが重要です。また、第三者に利活用させることの検討も重要となります。
- そこで、知財マネジメントとデータマネジメントを実施するにあたり、プロジェクト参加者の皆さんへ、以下の各項目の実施についてお願いさせていただきます。次ページ以降で各内容の説明をいたします。

実施項目

1. 知財及びデータ合意書の作成
2. 知財及びデータのマネジメント実施体制(知財運営委員会)の整備
3. データマネジメントプランの作成・提出
4. 取得データのメタデータ(索引情報)の作成・提出

実施時期

- 採択後～契約締結前(原則)
採択後～契約締結前(推奨)
採択後～契約締結前(原則)
プロジェクト終了時ごろ

■ 1. 知財及びデータ合意書の作成 [採択後～契約締結前(原則)]

- ①各研究テーマごとに、事業者、再委託先、共同実施先の全参加者(注1)で、知財及びデータの取扱いについて合意してください。
- ②NEDOとの契約締結までに、合意書(案:署名又は記名押印前)を作成してNEDOに送付し、NEDOの確認を受けてください。

・合意書(案)の作成には、下記の雛形(注2)を利用してください。

・雛形_知財及びデータ合意書

<https://www.nedo.go.jp/content/100888692.docx>

注1:事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関しか存在しない研究テーマでは、上記①、②の対応は不要です。

注2:知財、データのそれぞれで合意書を作成する際は、それぞれ以下の単独型をご利用ください。

・雛形_知財合意書(単独型)

<https://www.nedo.go.jp/content/100888694.docx>

・雛形_データ合意書(単独型)

<https://www.nedo.go.jp/content/100879190.docx>

○○プロジェクト / (研究開発テーマ名を記載) 「知財及びデータの取扱いについての合意書」
(目的) 第1条 本合意書は、「○○プロジェクト / (研究開発テーマ名を記載)」(以下「本プロジェクト」という。)の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及びデータの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。
(定義) 第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。 一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。 イ 発明 ロ 考案 ハ 意匠の創作 ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作 ホ 種苗法第2条第2項に規定する品種の育成 ヘ 著作物の創作 ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出 二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。 三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。 イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位(以下「産業財産権」と総称する。) ロ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)及び外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。) ハ ノウハウを使用する権利 四 知的財産権の「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に
1

■ 2. 知財及びデータのマネジメント実施体制(知財運営委員会)の整備 [採択後～契約締結前(推奨)]

①知財及びデータに関する知財運営委員会を整備し、知財運営委員会運営規則を作成してください。(注3)

- ・技術委員会や連絡会等を作る場合は、そこに、知財運営委員会の機能を兼ねても構いません。
- ・知財運営委員会運営規則の作成には、下記の雛形(注4)を利用してください。
 - ・雛形_知財運営委員会運営規則(知財&データ)
<https://www.nedo.go.jp/content/100947064.docx>

注3:事業者、再委託先、共同実施先を含めて、1機関しか存在しない研究テーマでは、上記①の対応は不要です。

注4:知財、データのそれぞれで合意書を作成する際は、それぞれ以下の単独型をご利用ください。

- ・雛形_知財運営委員会運営規則(知財単独)
<https://www.nedo.go.jp/content/100947065.docx>
- ・雛形_データ検討委員会運営規則(データ単独型)
<https://www.nedo.go.jp/content/100947071.docx>

〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇
知財運営委員会運営規則

20〇〇年〇〇月〇〇日

(適用範囲)

第1条 この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇」の「知財及びデータの取り扱いについての合意書」(以下「知財合意書」という。)第〇条〇項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

2 本規則に掲げる用語の定義は、知財合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

(知財運営委員会の構成)

第2条 知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、研究開発責任者を委員長とする。

2 研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。

- 一 技術開発従事者
- 二 知財部門在籍者又は知財関係者
- 三 その他、判断の内容に応じて適切な者

3 委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第3条 委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くことができる。

- 一 本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者
- 二 知財又はデータに関する専門家
- 三 前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

(知財運営委員会の開催)

第4条 委員長は、知財合意書第〇条第〇項にある取扱い方針を定めるための知財運営委員会を本プロジェクトの開始後、速やかに開催する。

2 委員長は、知財合意書第〇条の適用による成果の第三者への開示の届出がなされたときは、当該届出の翌日から〇営業日以内に知財運営委員会を開催する。

3 委員長は、知財合意書第〇条第〇項の適用による発明者等及び発明等の成果の内容の

1

■ 3. データマネジメントプランの作成・提出 [採択後～契約締結前(原則)]

①事業者(再委託先や共同実施先も含めて)ごとに、本プロジェクトで得られるデータを予想してデータに対するマネジメントプラン(以下、「DMP」とする。)を作成し、NEDOに提出してください。

・データの括り方は大まかでも構いません。(例:〇〇の電気特性データ)

・DMP 及びDMP届出書のひな形は、以下の「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて」のページにて取得できます。

・また、このひな形の編集可能ファイル(Word版, Excel版)は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム(PMS)より取得できます。

・DMP及びDMP届出書は、原則としてプロジェクト開始(委託契約の締結)までに提出してください。

ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、プロジェクト中で、想定できた時点で提出してください。

・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

様式1: データマネジメントプラン兼簡略型データマネジメントプラン届出書

<https://www.nedo.go.jp/content/100875862.pdf>

別紙1: データマネジメントプラン 兼 簡略型データマネジメントプラン

<https://www.nedo.go.jp/content/100897759.pdf>

■ 4. 取得データのメタデータ(索引情報)の作成・提出 [プロジェクト終了時ごろ]

①「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示すメタデータ(索引情報)を、プロジェクトの終了時ごろ、事業者ごとに提出してください。

・メタデータ及びメタデータ届出書のひな形(PDF版)は、3のデータマネジメントプランの報告と同一の以下のページにて取得できます。

・また、このひな形の編集可能ファイル(Word版, Excel版)は、NEDOのプロジェクトマネジメントシステム(PMS)より取得できます。

・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyuhoukokuai/other_CA_00003.html

様式2: メタデータ届出書

<https://www.nedo.go.jp/content/100875863.pdf>

別紙2: メタデータ

<https://www.nedo.go.jp/content/100875858.pdf>

・NEDOはメタデータを公開し、プロジェクト外公開可能なデータの利活用者を広く募ります。
・ただし、利活用に関する最終許諾権者は、NEDOではなく、各プロジェクト参加者となります。

- 契約締結までに行って頂きたいこと
- プロジェクト終了までに行って頂きたいこと

● 契約締結までに行って頂きたいこと

- ・「知財及びデータ合意書」(案：署名前又は記名押印前)を作成し、NEDOに送付して、確認を受ける。(P5参照)
- ・「DMP」を作成し、NEDOに送付する。(P7参照)

● 契約後からプロジェクト終了までに行って頂きたいこと

- ・「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示す「メタデータ」(索引情報)を作成し、NEDOに提出する。(P8参照)

■ 前出のページに掲載した各情報と、NEDOの各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)が掲載されたWEBサイト(ホームページ)のURLを以下にまとめて掲載いたします。

● 経済産業省ホームページ

- ・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

- ・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

● NEDOホームページ

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00002.html

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第7版

<https://www.nedo.go.jp/content/100932906.pdf>

- ・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00003.html

- ・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針－「委託者指定データ」がない場合－

<https://www.nedo.go.jp/content/100875879.pdf>

- ・業務委託契約標準契約書(約款、様式及び別表) [2022年3月15日改正版]

<https://www.nedo.go.jp/content/100944040.pdf>

- ・委託業務事務処理マニュアル(2022年度)

<https://www.nedo.go.jp/content/100944455.pdf>